



第8回統計委員会委員と統計利用者との意見交換会

社会保障・税番号制度とオープンデータ

湯浅 壘道

情報セキュリティ大学院大学学長補佐・教授

番号法

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
- 平成25年5月24日制定、平成25年5月31日公布
- 平成26年 特定個人情報保護委員会設置
- 平成27年 付番を開始
- 平成28年 個人番号カードの交付開始、個人番号の利用を開始

番号制度

個人付番

悉皆性、唯一無二性、最新の4情報（氏名、住所、性別、生年月日）

法人付番

情報連携

複数の機関でそれぞれ番号を付けている同一人の情報を紐付け

本人確認

個人が自分の個人番号の真正性を証明
個人番号カードを交付

- 社会保障と税
- 個人番号の割り当て
 - 住民票コードから生成
 - 全国民に固有の個人番号を割り当てる
- 法人番号の割り当て
- 省庁、自治体間で相互に紐付けして運用
- 本人確認
 - 個人番号カード、マイポータル
- 個人情報保護
 - 特定個人情報保護委員会、特定個人情報保護評価（いわゆるPIAに相当）

番号法における統計事務



の位置づけ

第九条(利用範囲)

別表第一の上欄に掲げる者(法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第三項において同じ。)は、**同表の下欄に掲げる事務の処理**に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、**福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税**(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。)又は**防災に関する事務その他これらに類する事務**であって**条例で定めるもの**の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

3 **健康保険法**(大正十一年法律第七十号)第四十八条若しくは第九十七条第一項、**相続税法**(昭和二十五年法律第七十三号)第五十九条第一項から第三項まで、**厚生年金保険法**(昭和二十九年法律第百十五号)第二十七条、第二十九条第三項若しくは第九十八条第一項、**租税特別措置法**(昭和三十二年法律第二十六号)第九条の四の二第二項、第二十九条の二第五項若しくは第六項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第九項、第十三項若しくは第十五項若しくは第四十一条の十二第二十一項若しくは第二十二項、**所得税法**(昭和四十年法律第三十三号)第五十七条第二項若しくは第二百五条から第二百二十八条の三まで、**雇用保険法**



昭和四十九年法律第百十六号)第七条又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成九年法律第百十号)第四条第一項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

- 4 前項の規定により個人番号を利用することができることとされている者のうち所得税法第二百二十五条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる者は、激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)第二条第一項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、第十七条第十号から第十三号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

- 「税と社会保障」中心の制度設計の経緯
- 統計に関する規定の欠如
 - 番号法本文に統計に関する事務に係る記述欠く
 - 別表第1に、共通番号を利用することができる96機関と事務を列挙(統計機関なし)
 - 別表第2に、情報照会をすることができる116機関と事務を列挙(統計機関なし)
- 諸外国の例
 - 統計作成が目的に加えられている例
 - 行政保有情報の統計への利用(レジスター・ベース、2006年国勢調査有識者懇談会でも議論)
 - 共通番号を介して統計作成(スウェーデン)
 - 統計機関が所管(イタリア)

統計目的・統計作成事務等における利用の論点



9条(利用範囲)

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。)又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

19条(特定個人情報の提供の制限)

何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

九 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

- ・統計関係事務は、「その他これに類する事務」といえるか
- ・自治事務である統計関係事務に関しては、条例を制定すれば、特定個人情報の利用は可能か

オープンデータ

- オバマ政権
 - メモランダム「透明性とオープンガバメント」(2009年1月)
 - 2010年2月 全省庁がオープンガバメントサイトを開設
- 世界最先端 IT 国家創造宣言(平成25年6月14日閣議決定)
 - 「行政が保有する地理空間情報(G 空間情報)、防災・減災情報、調達情報、統計情報等の公共データ」
 - 「公共データの民間開放(オープンデータ)を推進する」
 - 「公共データについては、オープン化を原則とする発想の転換を行い、ビジネスや官民協働のサービスでの利用がしやすいように、政府、独立行政法人、地方公共団体等が保有する多様で膨大なデータを、機械判読に適したデータ形式で、営利目的も含め自由な編集・加工等を認める利用ルールの下、インターネットを通じて公開する。」
 - 集中取組期間:2014年度・2015年度

パーソナルデータ

個人情報保護法
で定める「個人情報」

特定個人情報
保護法で定める
特定個人情報

- 特定の生存する個人を直接、識別するものではないが、個人にとっては守秘性や公開したくないと感じるもの
- 特定個人を識別できる可能性がある情報(ビッグデータ技術で顕在化?)

課題1:「匿名化」データ



情報セキュリティ大学院大学
INSTITUTE of INFORMATION SECURITY

をめぐる議論

- 個人の位置情報の記録・追跡による行動情報
- 個人の購買履歴、Webページの閲覧履歴
- センサデータ(例:情報通信研究機構「大規模複合施設におけるICT技術の利用実証実験」)
- 上記データの分析(他のデータとのマッチング)

・匿名化された複数のデータ(「識別子」データ)の突合により個人が再特定化(再匿名化)される、又は可能性があるデータの扱い

・匿名化技術の限界

・統計法3条4項(個人の秘密の保護)との関係

・事前同意制・オプトアウトによる母集団への影響

課題2:「文書」・データと



統計

- 統計情報「等」
- 「データ」の法的な取扱い根拠
 - 一般的な行政保有情報の定義欠く
 - 公文書等の管理に関する法律・文書管理条例・規程、情報公開法・情報公開条例＝「公文書」「文書」単位
 - ◆ 行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの
 - 保存年限
 - ◆ 保存年限が経過した文書の廃棄原則、保存方法
- 公開
 - 公開方法、年限

※アメリカの場合

- 連邦記録法(Federal Record Act of 1950)
- 記録(record)管理に関する法制度が情報公開制度に関する法制度に先行して整備
- 記録の作成から管理・廃棄に至るまでのライフサイクル構築
- 公文書記録管理局(United States National Archives and Records Administration = NARA)に、総合的な記録管理に関する権限
- ソーシャル・メディア等の利用により、記録管理のライフサイクルにゆらぎ

NARAによる論点整理

- ウェブ上のすべてのコンテンツに永久にアクセスしたいという人々の期待
- 複数の場所に置かれているコンテンツの管理
- コラボレーション的な作業によって生成された情報の管理
- 第三者の管理に係る情報の所有権および保存
- インタラクティブなコンテンツの管理
- 記録の版の管理と認識
- デジタル記録は容易に他に移しうる環境下での記録廃棄の実施と完全な記録削除
- 頻繁に更新される記録の把握
- 個人を識別できる情報が含まれる記録の取扱
 - National Archives and Records Administration, Bulletin 2011-02: *Guidance on Managing Records in Web 2.0/Social Media Platforms* (2010).

課題3 重層化



パーソナルデータ

基本的人権
としての
プライバシー

個人情報保護法
で定める個人情報

特定
個人情報

- プライバシーの精神的権利としての側面
- プライバシーの自己決定権・人格権としての側面
- プライバシーを具体的に保護するためのコントロール権としての側面
- プライバシーの財産権的側面
- グローバル化と国内法の限界

・個人の再特定の可能性次第で、統計制度、統計データ利活用にも影響